

○ 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）

改正案	現行
<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一 個人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第九条の規定による届出書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて第九条の規定による届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(変更の届出)</p>	<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一 個人である場合にあつては、住民票の抄本</p> <p>二 法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(変更の届出)</p>

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法
第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第
二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び
次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署
が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたもの
に限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 代表者又は管理人に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 新たに代表者又は管理人になつた者に係る前条第二号イ及び
ロに掲げる書類

ロ 新たに代表者又は管理人になつた者の婚姻前の氏名を当該新
たに代表者又は管理人になつた者の氏名に併せて当該変更届出
書に記載した場合において、イに掲げる書類（前条第二号ロに
掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでない
ときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五～八 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に
掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以
内に発行されたものに限る。）とする。

一・二 (略)

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法
第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第
二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び
次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署
が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたもの
に限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 代表者又は管理人に変更があつた場合 新たに代表者又は管理
人になつた者に係る前条第二号イ及びロに掲げる書類

五～八 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に
掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以
内に発行されたものに限る。）とする。

一・二 (略)

三 役員が婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて第十四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 十三（略）

（変更の届出）

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 三（略）

四 役員に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 新たに役員になつた者に係る第十六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ 新たに役員になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに役員になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において

（新設）

三 役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

四 十二（略）

（変更の届出）

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 三（略）

四 役員に変更があつた場合 新たに役員になつた者に係る第十六条

条第一項第二号から第四号までに掲げる書類及び当該変更に係る同項第五号に掲げる書類並びに別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

、イに掲げる書類（第十六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があった場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第九号から第十号までに掲げる書類

六〇九 (略)

2・3 (略)

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約前払式支払手段発行者（発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の保有者を信託財産の元本の受益者とする。

二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

五 法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があった場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第八号から第十号までに掲げる書類

六〇九 (略)

2・3 (略)

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約前払式支払手段発行者（発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の利用者を信託財産の元本の受益者とする。

二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ・ロ (略)

ハ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十一項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

二〇〇八 (略)

四 (略)

五 発行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであって元本補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託

六 (略)

七 発行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本補填がある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八〇十三 (略)

（自家型発行者の業務の承継の届出）

イ・ロ (略)

ハ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

二〇〇八 (略)

四 (略)

五 発行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであって元本補てんがあるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託

六 (略)

七 発行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本補てんがある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八〇十三 (略)

（自家型発行者の業務の承継の届出）

第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第十一号各号（第一号ロ及び第二号ハを除く。）に掲げる書類

二 当該届出をしようとする者が個人であつて、当該個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて当該届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類（第十一号イに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 当該届出をしようとする者が法人であつて、その代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて当該届出書に記載した場合において、第一号に掲げる書類（第十一号第二号ロに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 業務の承継の事実を証する次に掲げる書面

イ 当該届出に係る業務の承継が譲渡又は合併によるものである場合は、当該譲渡又は合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通並びに第十一号各号に掲げる書類及び業務の承継の事実を証する次に掲げる書面（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該届出に係る業務の承継が譲渡又は合併によるものである場合は、当該譲渡又は合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

二 当該届出に係る業務の承継が会社分割によるものである場合は、当該会社分割に係る新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

三 当該届出に係る業務の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書面の写し

ロ 当該届出に係る業務の承継が会社分割によるものである場合は、当該会社分割に係る新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

ハ 当該届出に係る業務の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書面の写し

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。 5. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。 5. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～4. （略） 5. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～4. （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 28 号 (第 51 条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。<u>また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第 28 号 (第 51 条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。</p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>